

羽生市発注工事の請負代金内訳書における法定福利費の明示について

1 内容

羽生市と契約を締結する建設工事において、受注者が作成し羽生市に提出する請負代金内訳書については、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に係る法定福利費の明示を標準化します。

2 内訳明示する法定福利費の計算方法について

国土交通省では、内訳明示する社会保険料の対象や計算方法について、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」の中で説明していますので参考にしてください。

【掲載場所】

国土交通省ホームページ「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」

<https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf>

3 実施時期

平成30年6月1日以降に入札公告、指名通知を行うものから適用します。

○羽生市建設工事標準請負契約約款条項(第3条)

(請負代金内訳書及び工程表)

第3条 受注者は、この契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金額内訳書（以下、「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

3 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。